

職場における熱中症による死傷災害の発生状況

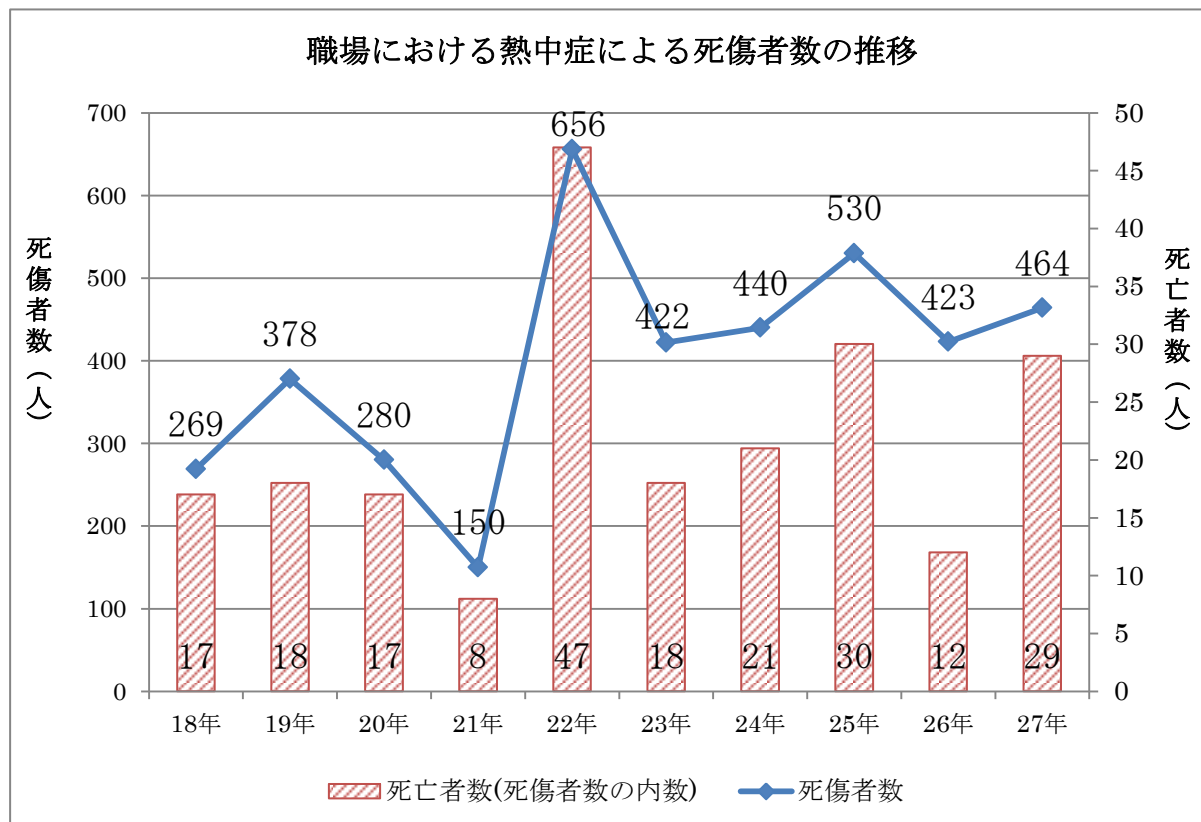
1 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 18～27 年）

過去 10 年間（平成 18～27 年）の職場での熱中症による死亡者数、および 4 日以上休業した業務上疾病者の数（以下、合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成 22 年に 656 人と最多であり、その後も 400～500 人台で推移している。平成 27 年の死亡者数は 29 人と前年に比べ 17 人増加し、死傷者数は 464 人と、依然として高止まりの状態にある。

職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 18～27 年）（人）

18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
269	378	280	150	656	422	440	530	423	464
(17)	(18)	(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)

※ （ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



2 業種別発生状況（平成 23～27 年）

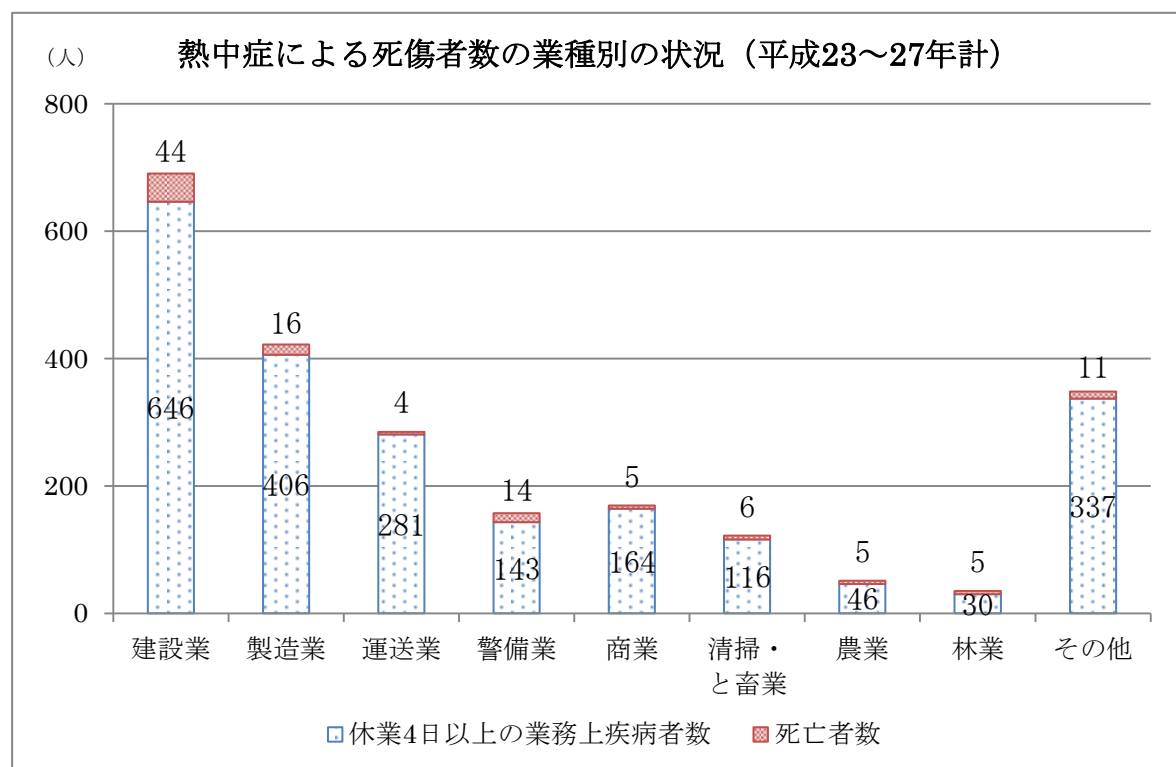
過去 5 年間（平成 23～27 年）の業種別の熱中症による死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約 5 割がこれらの業種で発生している。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 23～27 年）

（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
平成 23 年	139 (7)	70 (0)	56 (0)	17 (3)	25 (2)	27 (1)	10 (2)	6 (2)	72 (1)	422 (18)
平成 24 年	143 (11)	87 (4)	43 (0)	27 (2)	35 (0)	28 (1)	7 (0)	6 (2)	64 (1)	440 (21)
平成 25 年	151 (9)	96 (7)	68 (1)	53 (2)	31 (3)	28 (2)	8 (1)	8 (1)	87 (4)	530 (30)
平成 26 年	144 (6)	84 (1)	56 (2)	20 (0)	28 (0)	16 (0)	13 (1)	7 (0)	55 (2)	423 (12)
平成 27 年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
計	690 (44)	422 (16)	285 (4)	157 (14)	169 (5)	122 (6)	51 (5)	35 (5)	348 (11)	2,279 (110)

※ （ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況（平成 23～27 年）

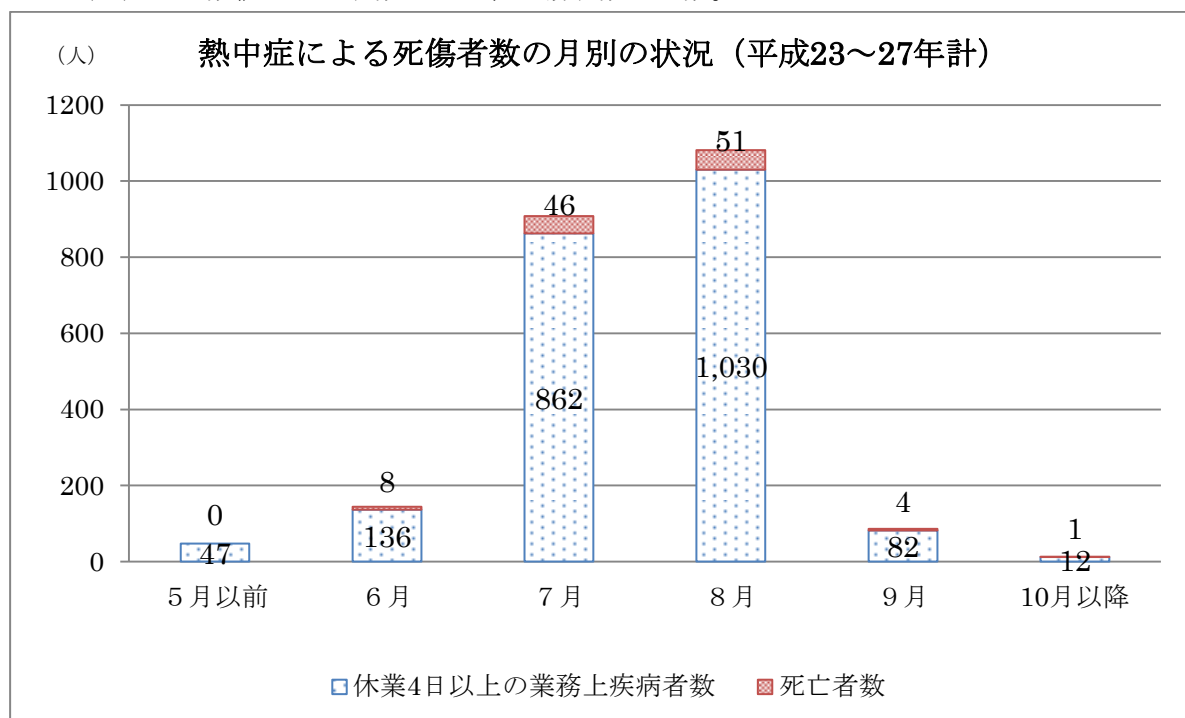
過去 5 年間（平成 23～27 年）の月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約 9 割が 7 月および 8 月に発生している。

熱中症による死傷者数の月別の状況（平成 23～27 年） (人)

	5 月 以前	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月 以降	計
平成 23 年	7 (0)	72 (5)	135 (5)	183 (7)	24 (1)	1 (0)	422 (18)
平成 24 年	3 (0)	6 (0)	194 (11)	202 (9)	35 (1)	0 (0)	440 (21)
平成 25 年	16 (0)	15 (1)	185 (14)	295 (14)	12 (0)	7 (1)	530 (30)
平成 26 年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成 27 年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
計	47 (0)	144 (8)	908 (46)	1,081 (51)	86 (4)	13 (1)	2,279 (110)

※ 「5 月以前」は 1 月から 5 月まで、「10 月以降」は 10 月から 12 月までの合計。

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



(2) 時間帯別発生状況（平成 23～27 年）

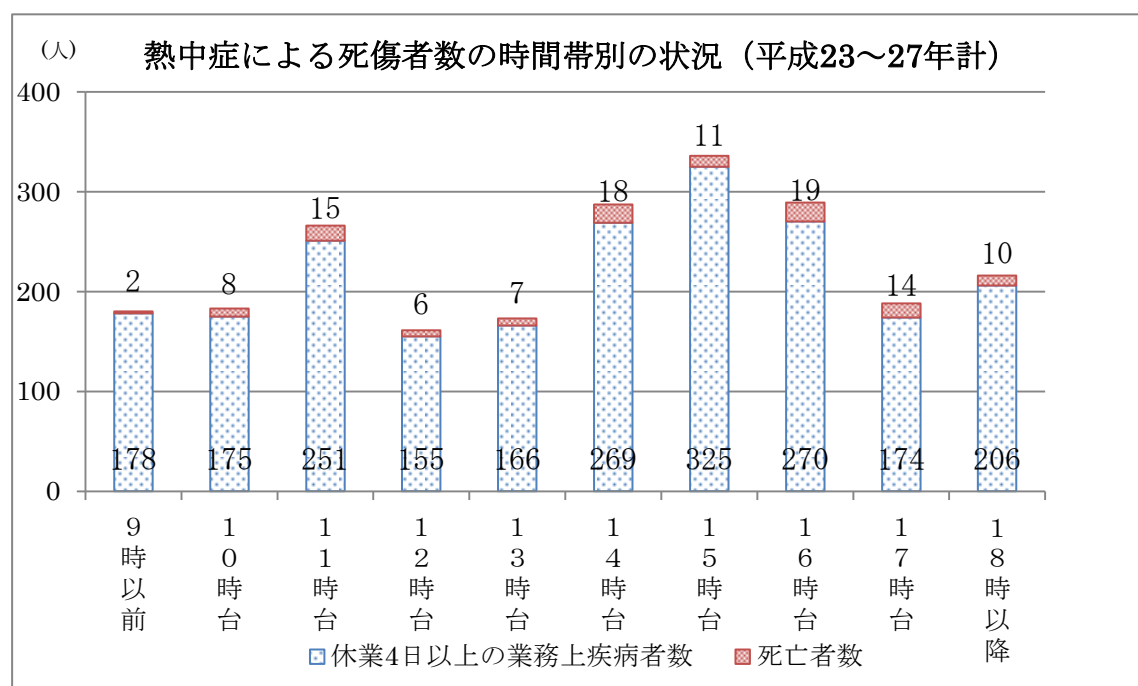
過去 5 年間（平成 23～27 年）の時間帯別の熱中症による死傷者数をみると、14～16 時台に多く発生している。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見される。

熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（平成 23～27 年）（人）

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
平成 23 年	32 (2)	47 (2)	44 (4)	24 (0)	40 (1)	60 (2)	56 (2)	50 (2)	40 (3)	29 (0)	422 (18)
平成 24 年	39 (0)	34 (3)	60 (4)	35 (2)	31 (1)	53 (2)	67 (2)	50 (3)	31 (1)	40 (3)	440 (21)
平成 25 年	40 (0)	40 (2)	55 (2)	25 (1)	29 (1)	68 (6)	78 (3)	88 (6)	49 (6)	58 (3)	530 (30)
平成 26 年	24 (0)	39 (0)	46 (2)	43 (1)	32 (1)	47 (2)	69 (1)	48 (3)	31 (0)	44 (2)	423 (12)
平成 27 年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
計	180 (2)	183 (8)	266 (15)	161 (6)	173 (7)	287 (18)	336 (11)	289 (19)	188 (14)	216 (10)	2,279 (110)

※ 「9 時台以前」は 0 時から 9 時台まで、「18 時台以降」は 18 時から 23 時台までの合計。

※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。



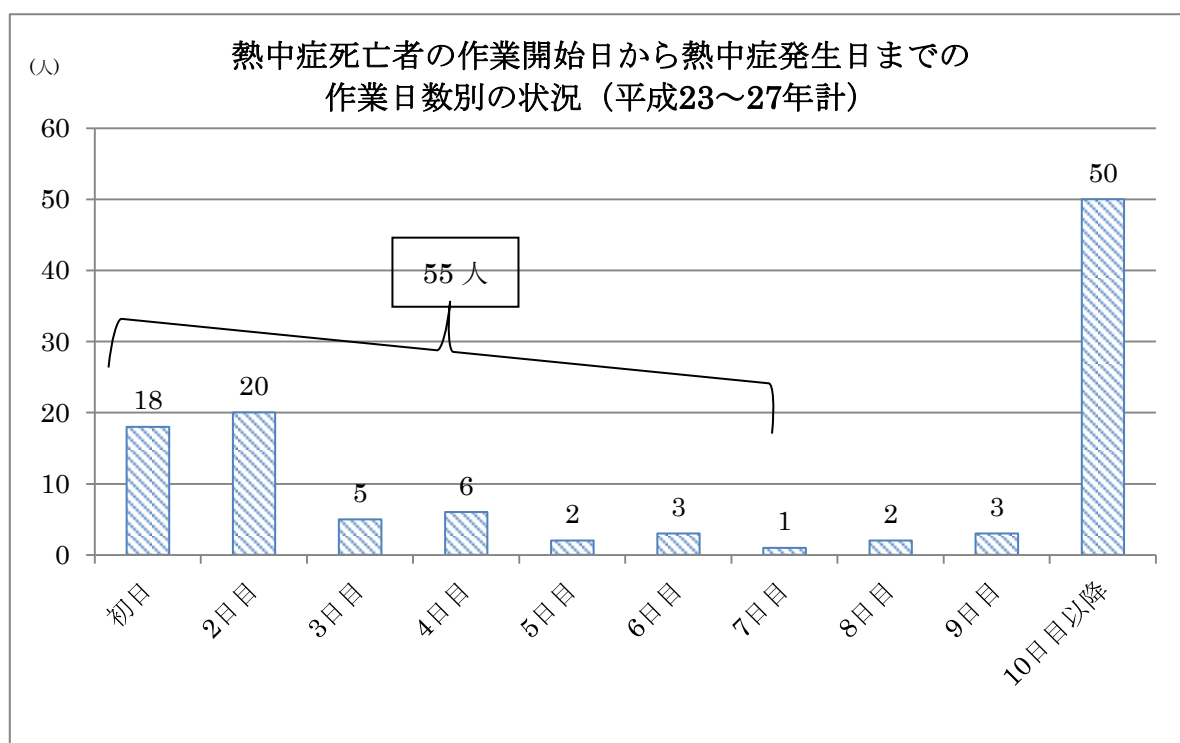
4 作業開始からの日数別発生状況（平成 23～27 年）

過去 5 年間（平成 23～27 年）の、作業開始日から熱中症発生日までの作業日数別の死亡者数をみると、全体の 5 割が「高温多湿作業場所」^(※) で作業を開始した日から 7 日以内に発生している。

(※) 高温多湿作業場所：基本通達（平成 21 年 6 月 19 日付け）でいう、WBGT 基準値を超え、または超えるおそれのある作業場所。

熱中症死亡者の作業開始日から熱中症発生日までの作業日数別の状況（平成 23～27 年）（人）

作業日数	初日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目以降	計
平成 23 年	4	0	1	3	0	0	0	1	1	8	18
平成 24 年	4	8	0	2	0	1	1	0	0	5	21
平成 25 年	3	3	1	0	1	2	0	0	2	18	30
平成 26 年	1	3	2	0	0	0	0	1	0	5	12
平成 27 年	6	6	1	1	1	0	0	0	0	14	29
計	18	20	5	6	2	3	1	2	3	50	110



5 平成 27 年の熱中症による死亡災害の詳細

平成 27 年に熱中症によって死亡した全 29 人について、その発生状況は以下のとおりである。

【全体の概要】

- (1) 29 人のうち、28 人については、WBGT 値の測定を行っていなかった。
- (2) 29 人のうち、26 人については、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった。
- (3) 29 人のうち、17 人については、自覚症状の有無にかかわらず定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった。
- (4) 29 人のうち、13 人については、健康診断が行われていなかった。

【各事案の詳細】

※発生時の WBGT 値について、現場での測定が行われていなかった事案では、環境省熱中症予防サイトで公表された現場近隣の観測所における WBGT 値を参考値として示した。

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	7	建築工事業	50 歳代	8 時頃から住宅の新築工事現場で基礎の型枠の組立作業を行っていた被災者が、15 時頃、気分が悪そうに座り込み、型枠に寄りかかったため、事業主が帰宅を指示したが、車を正常に運転できなかったため、事業主は、気分が良くなったら帰宅するよう指示した。17 時 30 分頃、作業を終えた事業主が車の運転席で横たわっている被災者を発見し、病院に搬送したが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 31.8℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。
2	7	建築工事業	30 歳代	被災者は 8 時 20 分頃から店舗の増築工事現場で路面舗装工事に伴う排水溝(U 字溝)の設置作業を行っていた。16 時 15 分頃、現場に点在していたカラーコーンを集めていた被災者が、突然地面に両膝をつき、右肩から落ちるように倒れた。同僚が 119 番通報し、被災者は病院に搬送されたが、翌日死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 28.3℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。
3	7	建築工事業	50 歳代	被災者は 8 時頃から木造家屋の解体工事に従事し、16 時頃休憩を取った際に、意識が朦朧としていたため、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 28.1℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。

4	7	建築工事業	40歳代	被災者は建物屋上で8時頃から防水作業を行っており14時頃、体調不良を訴えた。陰で5分程度休憩をとったが、体調が良くなりず、現場代理人の指示により同僚が現場近くの病院に搬送しようとしたが、被災者が希望した自宅近くの病院に搬送中、被災者が暴れだしたため119番通報し、救急車で別の病院に搬送されたが、6日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。
5	8	建築工事業	50歳代	被災者は木造住宅の新築工事現場で清掃作業を行っていた。15時30分頃、倒れ込み、痙攣を起こしたため、病院に搬送されたが、2日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.1℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
6	8	建築工事業	40歳代	被災者は8時40分から解体撤去工事現場で、廃材の片付けや清掃作業を行っていた。16時20分頃、被災者が突然尻もちをつくようにその場で倒れたため、すぐに日陰に移動させ休ませた。被災者の意識が明確ではなかったため、医師に診てもらう必要があると判断し、被災者の同僚の車で近くの病院に搬送している最中に容体が急変し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せになっていた。
7	9	建築工事業	40歳代	被災者は、7時50分から事務所の新築工事現場で、コンクリートブロックの仮置き作業を行っていた。14時50分頃、被災者がふらつきながら事務所裏手に歩き、よく分からない言葉を口走ったため、同僚が付き添い、水分を取らせて日陰で休ませた。次第に被災者の目の焦点が合わなくなり、地面に倒れて呼びかけにも応じなくなったため、同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。

8	8	土木工事業	40歳代	被災者は8時から除草作業現場で刈った草の集積とトラックへの積み込み作業を行っていた。14時頃、被災者が「体調が悪い」と申し出たため、近くの日陰で休憩させた。被災者は突然震え、飲んでいて飲み物を嘔吐し、身体が痙攣し始めたが、現場代理人の声かけに対し、「大丈夫」と答え、一旦は状態が安定した。しかし再び嘔吐し、自力で身体を曲げることができず、ろれつが回らなくなったため、付き添っていた同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は25.7℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・涼しい休憩場所は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
9	8	土木工事業	60歳代	被災者は8時から、草刈り機を使用し、資材置き場の除草作業を行っていた。11時頃、被災者が体調不良を訴えたため、車の中で休憩をとらせた。11時45分、被災者から「体調が回復しないため午後は休む」との申出があり、同僚が病院に連れて行こうとしたが、「自宅で寝ていれば治る」と言われ、12時に同僚とともに事業場に戻り、被災者は車で帰宅した。事業主が「体調は大丈夫か」と被災者に声をかけた際には「大丈夫」と返答したが、17時頃、帰宅した妻が、心肺停止で横たわっている被災者を発見し、搬送された病院で、死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.4℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
10	8	土木工事業	30歳代	被災者は8時30分から、草刈り機を使用し除草作業を行っていた。16時15分頃、被災者は作業場所に草刈り機を置き、同僚のところに近づき、大の字になって地面に倒れ、意識を失ったため、同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.1℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。

11	8	土木工事業	50歳代	被災者は、個人住宅新築工事現場で、外構工事を行っていた。16時35分頃に現場の片付けを行い、16時50分頃にトラックで会社に戻ろうとしたところ、トラックのタイヤが現場前の空き地にはまり動けなくなった。17時頃、空き地で倒れている被災者を事業主が発見し、声をかけたところ、「滑ってしまいました」と言った後、反応が無くなったため、事業主が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.5℃ ・熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
12	7	警備業	50歳代	被災者は9時から住宅の新築工事現場で交通整理を行っていた。現場付近には日差しを遮る場所はなく、休憩時、被災者は縁石に座っていた。昼休憩中の12時頃、被災者の体調が悪そうであったため、午後の作業はしばらく休むよう伝えた。16時30分頃、被災者の様子を確認に行ったところ、倒れている被災者を見つけたため、119番通報し、被災者は病院に搬送されたが、21日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃ ・現場付近には、休憩時に日差しを遮ることができる場所はなかった。 ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。
13	7	警備業	40歳代	被災者はガス管入れ替え工事現場で、9時から17時まで交通整理の業務を行い、同僚と車で会社に戻った後、17時20分頃、自転車で帰宅した。18時30分頃、居住アパートの敷地内で被災者が倒れているところを通行人に発見され、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は当日の業務の前に、前日の夜が寝苦しかったことを同僚に伝えていた。
14	7	警備業	20歳代	被災者は8時から街路樹伐採現場で交通整理を行っていた。15時30分頃、被災者がふらふらしながら同僚に「もう無理です」と申し出たため、同僚は一旦被災者を座らせ、現場責任者に連絡した。既に自力で動くことができなかったため、病院に搬送したが、翌日に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。

15	8	警備業	40歳代	被災者は8時頃から道路で除草作業現場の交通誘導作業を行っていた。17時に作業を終え、現場の作業員が運転する車で自身のバイクが駐輪されている場所まで送迎される途上、被災者が運転手にもたれ掛かるように倒れ、意識が朦朧とした様子であった。同僚が119番通報し、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.8℃ ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。
16	8	警備業	50歳代	被災者は8時30分から工場屋根改修現場で車両の誘導を行っていた。業務終了後の16時50分に、被災者は「明日、明後日休みたい」と言い、車で帰宅したが、17時15分頃、近くの路上で倒れているところを通行人が発見し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せになっていた。 ・現場に元請事業者が設置した、冷房、製氷機、塩飴等が備えられた休憩場所を、被災者は遠慮して休憩時に利用していなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
17	8	警備業	50歳代	被災者は除草作業現場で、側道での交通整理を行っていた。10時45分頃、同僚が被災者の異変に気づき、休憩をとるよう声をかけた。被災者が移動しようとしたがその場で倒れ、病院に搬送されたが、翌日死亡した。 ・現場における災害発生時のWBGT値（実測値）は31℃であった。
18	8	警備業	50歳代	被災者は道路災害復旧の工事現場で、交通整理を行っていた。13時40分頃、他の作業員が放心状態になっている被災者に気づき、休憩させた。約10分後、その作業員が被災者の様子を見に行ったところ、被災者が倒れており、病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.9℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。

19	7	食料品製造業	50歳代	被災者は7時50分頃から工場内で製品の副産物をフレコンバッグに充填する充填機の操作を行っていた。14時20分頃、上司がしゃがんでいる被災者を発見した。被災者は背中に汗をかいていたが、目眩がする程度で大丈夫と言っていたため、エアコンがある攪拌操作室へ移動させた。被災者は自ら靴や保護帽を脱ぎ、水筒の蓋を開けて飲んだ。14時30分頃、突然、被災者が床に崩れるように倒れ、119番通報により病院に搬送されたが、6日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
20	8	製造業	50歳代	被災者は肥料を製造する工場で、汚泥等が入ったフレコンバッグをクレーンで卸す作業を行っていたが、14時頃に、同僚に仰向けで倒れているところを発見された。その後、被災者は病院に搬送されたが、翌日死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5℃
21	8	電気業	50歳代	被災者は9時頃から計器の確認のため山道を徒歩で移動していた。帰社予定時刻である12時を過ぎても被災者が帰社せず、携帯電話の応答がなかったため、他の職員が捜索を行ったところ、山道で倒れている被災者を見出し、119番通報した。その後、被災者の死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は27.9℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
22	8	化学工業	50歳代	被災者は15時から24時までの間、プラスチック製品製造工場において機械の監視、材料の投入、製品の検品等の作業を1人で行っていた。23時頃、交代のため出勤してきた同僚が、倒れている被災者を見出した。その後、被災者は病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.4℃ ・被災者に対して健康診断は行われていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
23	8	一般貨物自動車運送業	50歳代	被災者は8時頃から家具の配送の補助を行い、4軒目にトラックで向かっている途中の11時過ぎに体調不良を訴えた。本人の同意により4軒目は被災者をトラックで休憩させ、同僚のみで作業を行っていたところ、被災者がトラックで倒れているところを付近の住民が発見し、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.9℃ ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。

24	6	廃棄物処理業	50歳代	被災者は8時10分から工場建屋内で粉碎された廃プラスチックが自動投入されるフレコンバッグを入れ替える作業を行っていた。作業場のリーダーが作業前と作業中に被災者に対し体調の確認を行った際は問題無い旨の回答があったが、13時50分頃、被災者が突然倒れ込み意識を失い、同僚が119番通報し病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は24℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
25	7	廃棄物処理業	30歳代	被災者は、事業場建屋内において、通常業務である産業廃棄物の分別作業を終え、定時に退社したが、帰宅路の途中でフェンスにもたれかかるようにして倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが、翌日死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.7℃ ・被災者に対する健康診断が不十分であった。
26	8	農業	60歳代	被災者は8時からビニールハウスで野菜の収穫を行っていたが、13時30分頃、「胃の調子が悪い」と言ったため、同僚が休憩させた。14時頃、被災者は事業主に早退を申し出、自家用車を運転して帰宅し、その日の夜に病院で点滴を受け、翌日から別の病院に入院したが、その2日後に死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.5℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。
27	8	砂利採取業	40歳代	被災者は7時30分から砕石プラントで機械の操作等を行っており、11時30分頃、体調不良を訴えたため、休憩室で休憩した。12時頃、昼休憩のため休憩室に入った同僚が「病院に連れていったるか」と尋ねたところ、被災者は「頼む」と答えたため自家用車を取りに行き、休憩室に戻ると、被災者の意識がなくなっていたため、119番通報により病院に搬送されたが、死亡した。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.6℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応は不十分であった。
28	6	接客娯楽業	30歳代	被災者は、海外研修において現地時間の6時30分から渓谷を下り始めたが、現地時間の13時30分頃、体調不良を訴え日陰で休憩した後、意識を失い、死亡した。 ・現地の報道では、現地の気温は43℃を超え、高温注意報が発令されていた。 ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。

29	7	その他の事業	50歳代	被災者は、10時頃に雨量計の月次点検作業のため同僚とともに登山を開始してすぐに体調不良を訴え、大量の汗で服が濡れていたため、各自のペースで登ることとした。同僚は、被災者が点検場所に到着すると、休憩をとるよう促し、点検作業終了後、2人で下山していたところ、被災者が転倒した。被災者の意識は朦朧としていて、呼吸は荒く、呼びかけに反応しているか、苦しくて声を上げているか不明な状態であったため119番通報し、救急ヘリにより病院に搬送されたが、死亡が確認された。 ・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.4℃ ・水分や塩分の摂取は労働者任せであった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。 ・被災者に対して健康診断結果に基づく対応が不十分であった。 ・被災者に対して熱中症に関する教育は行われていなかった。
----	---	--------	------	--

6 都道府県別の職場における熱中症による死亡者数（平成 18～27 年）

	都道府県	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	合計
1	北海道		2			1		1			1	5
2	青森										1	1
3	岩手					2		1			1	4
4	宮城			1		1		2			1	5
5	秋田	1						1	1			3
6	山形					1						1
7	福島			1						1	3	5
8	茨城		1			3			3	1		8
9	栃木					1				1	3	5
10	群馬					2				1		3
11	埼玉	1				4	2	1	1		1	10
12	千葉	1				2	1		2	1	2	9
13	東京		2	1	1	2				1		7
14	神奈川					3	2		3	1		9
15	新潟	2				1						3
16	富山		1					2	1			4
17	石川		1					1				2
18	福井			2		1						3
19	山梨			1		1						2
20	長野								1		1	2
21	岐阜								1	1		2
22	静岡				1	5	3	2	1			12
23	愛知		2	1		3	1	1	3		4	15
24	三重			1		1	2	2	3		1	10
25	滋賀			1	1		1			1		4
26	京都		1		1	1		1	1			5
27	大阪	2	1		1	1	1	1		2	2	11
28	兵庫	1	1						2		1	5
29	奈良			2		2						4
30	和歌山											
31	鳥取					1						1
32	島根	2				1						3
33	岡山	1			2	3						6
34	広島		1	1		1					1	4
35	山口		2	1			1					4
36	徳島											
37	香川		1					1			2	4
38	愛媛			1					2		1	4
39	高知	1							1			2
40	福岡	2	1	2			2	1			1	9
41	佐賀	1										1
42	長崎								2		1	3
43	熊本	1		1		1		1				4
44	大分						1		2			3
45	宮崎						1					1
46	鹿児島		1			1		1		1	1	5
47	沖縄	1			1	1		1				4
	合計	17	18	17	8	47	18	21	30	12	29	217